

第 11 号議案 神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更について  
(山田 5 生産緑地地区ほか 2 地区)

計 画 書

神戸国際港都建設計画生産緑地地区の変更(神戸市決定)

都市計画生産緑地地区中,山田 5 生産緑地地区,山田 6 生産緑地地区,山田 7 生産緑地地区を廃止する。

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

## 理 由 書

本市では、平成4年に生産緑地法の改正に伴い新たに生産緑地地区の都市計画決定を行った。  
このたび、区域区分の変更に伴い、市街化区域から市街化調整区域に編入される区域内に存する生産緑地地区について廃止する。

### (参考) 生産緑地地区の変更の概要

#### 1. 変更内容

名 称	変更前	変更後	備 考
山田5生産緑地地区	約0.11 ha	-	廃止
山田6生産緑地地区	約0.27 ha	-	廃止
山田7生産緑地地区	約0.22 ha	-	廃止
計： 3地区，約 0.6 ha			

#### 2. 変更前後対照表

	変更前	変更後	減
地区数	549地区	<u>546地区</u>	3地区
面積	約118.12 ha	<u>約117.52 ha</u>	約 0.6 ha

下線部分は変更箇所